



令和7年12月3日

各 教 育 事 務 所 長 様
西部教育事務所芸北支所長 様

豊かな心と身体育成課長

いじめの重大化を防ぐための留意事項集及び研修用事例集の
活用について（通知）

このことについて、各市町教育委員会教育長に別紙写しのとおり通知しました。

担当 生徒指導係
電話 (082)513-5043 (ダイヤルイン)
(担当者 秦)



令和 7 年 12 月 3 日

各市町教育委員会教育長様

広島県教育委員会教育長
(豊かな心と身体育成課)

いじめの重大化を防ぐための留意事項集及び研修用事例集の
活用について (通知)

このことについて、文部科学省初等中等教育局児童生徒課等から別紙写しのとおり事務連絡がありました。

いじめの未然防止及び組織的対応等については、令和 7 年 3 月 14 日付け通知「新年度における法等に基づくいじめに対する平時からの備えについて」等を踏まえ、各学校において、生徒指導体制を構築し、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、取組を推進していただいているところです。

この度、関係省庁により、全国から提供された「いじめの重大事態調査報告書」の分析等を踏まえ、「いじめの重大化を防ぐための留意事項集」及び「いじめの重大化を防ぐための研修用事例集」が作成されました。

については、別紙写し等を活用し、引き続き、全ての児童生徒にとって安全で安心な学校・学級づくりに向けて、「絆を紡ぐ学級・ホームルーム経営」と、分かる喜びや学ぶ意義を実感できる授業づくりに向けた「学習指導と生徒指導の一体化」の更なる推進を図るとともに、いじめの防止及び早期発見・早期対応に向けた取組の一層の充実を図るよう、所管する学校を指導してください。

なお、県教育委員会では今後、生徒指導主事研修等において、いじめの未然防止に係る取組と、いじめ重大事態が生起した際に、法や基本方針の趣旨を踏まえた適切な対応が図れるように研修を実施します。

担当 生徒指導係
電話 (082) 513-5043 (ダイヤルイン)
(担当者 秦)



令和 7 年 12 月 3 日

各 県 立 学 校 長 様

豊かな心と身体育成課長

いじめの重大化を防ぐための留意事項集及び研修用事例集の
活用について（通知）

このことについて、文部科学省初等中等教育局児童生徒課等から別紙写しのおり事務連絡がありました。

いじめの未然防止及び組織的対応等については、令和 7 年 3 月 14 日付け通知「新年度における法等に基づくいじめに対する平時からの備えについて」等を踏まえ、各学校において、生徒指導体制を構築し、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、取組を推進していただいているところです。

この度、関係省庁により、全国から提供された「いじめの重大事態調査報告書」の分析等を踏まえ、「いじめの重大化を防ぐための留意事項集」及び「いじめの重大化を防ぐための研修用事例集」が作成されました。

については、別紙写し等を活用し、引き続き、全ての児童生徒にとって安全で安心な学校・学級づくりに向けて、「絆を紡ぐ学級・ホームルーム経営」と、分かる喜びや学ぶ意義を実感できる授業づくりに向けた「学習指導と生徒指導の一体化」の更なる推進を図るとともに、いじめの防止及び早期発見・早期対応に向けた取組の一層の充実を図ってください。

なお、県教育委員会では今後、生徒指導主事研修等において、いじめの未然防止に係る取組と、いじめ重大事態が生起した際に、法や基本方針の趣旨を踏まえた適切な対応が図れるように研修を実施します。

担 当 生徒指導係

電 話 (082) 513-5043 (ダイヤルイン)

(担当者 峠木)



事 務 連 絡
令和7年11月25日

各都道府県・各市区町村こども政策担当課
各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課 御中
附属学校を置く各公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

こども家庭庁支援局総務課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課

いじめの重大化を防ぐための留意事項集及び研修用事例集の
活用について（周知）

こども家庭庁及び文部科学省では、「いじめ防止対策の更なる強化について」（令和6年11月8日いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議決定）を踏まえ、本年1月、「いじめの重大化要因等の分析・検討会議」（以下「会議」という。）を立ち上げ、有識者の参画を得て、国に提供された重大事態調査報告書から、いじめの端緒・予兆や重大化要因等を分析・検討してきました。

この度、分析の結果得られた留意事項を整理した「いじめの重大化を防ぐための留意事項集」（以下「留意事項集」という。）及び、各留意事項を踏まえ、実際に研修で活用されることを想定した「いじめの重大化を防ぐための研修用事例集」（以下「研修用事例集」という。）を作成しました。

いじめの防止・重大化予防のためには、学校や教育委員会等における日常的な取組と問題に気付いたときの初動が重要であることが会議において確認されたところであり、教育委員会等におかれては、本留意事項集及び研修用事例集を各学校に対して周知していただくとともに、教職員等を対象とする研修等において、研修用事例集で示されたワークシートを積極的に活用し、いつ、誰が、どのように行動すれば、いじめの重大化を防ぐことができるのかについて具体的に考える機会を設けた研修を実施していただき、いじめの防止・重大化予防に向けた取組の一層の強化を図られるようお願いいたします。

さらに、留意事項集を作成する上で、国に提出された重大事態調査報告書を分析したところ、いじめの重大化を防ぐには、警察・福祉部局等の関係機関及び家庭との連携が重要であることが確認されたところです。いじめの防止・重大化予防は学校だけで対応する問題ではなく、「社会総がかりでいじめの防止に取り組む」という考え方に立ち、保護者、国、地方公共団体、こどもをめぐる関係機関、地域住民などの関係者が連携して取り組んでいくことが重要です。そのため、留意事項集には、こどもたちや、こどもに関わる大人の皆様へのメッセージを掲載し、学校や教育委員会だけでなく、首長部局や保護者、地域の皆様に向けて、いじめの防止・重大化予防のために必要な視点や行動をまとめていますので、こども政策関係担当部局におかれても、留意事項集及び研修用事例集を域内の関係機関等に周知していただくとともに、各関係者が当事者意識を持って対応できるよう御理解と特段の御配慮をお願いします。

本事務連絡について、都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会等に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人及び附属学校を置く公立大学法人にあつては附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び認可した学校に対して、周知していただくようお願いいたします。

なお、学校における働き方改革の観点から、周知の方法については、教育委員会等の主催する研修・会議等を活用したり他の案件とまとめて周知したりするなど、各教育委員会において適切に御判断いただくようお願いいたします。

【掲載先】 こども家庭庁ホームページ

<https://www.cfa.go.jp/councils/ijime-judaikayoin>

- ・ [いじめの重大化を防ぐための留意事項集](#)
- ・ [いじめの重大化を防ぐための研修用事例集](#)



(留意事項集)



(研修用事例集)

【本件連絡先】

<いじめの重大化を防ぐための留意事項集・研修用事例集について >

こども家庭庁支援局総務課地域支援係

電話：03-6862-0367

E-mail：shien.chiikishien@cfa.go.jp

<いじめ防止対策推進法の解釈その他いじめ防止対策に関すること >

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室

生徒指導企画係・いじめ対策支援係

電話：03-5253-4111（内線：3298）

E-mail：s-sidou@mext.go.jp